

平成29年12月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 平成29年12月11日（月）午後3時03分から午後5時35分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (29人)

会長	15番	米澤 誠一		
農業委員	1番	高塚 光春	8番	日野 浩一
	2番	小谷 恵	9番	田中 好道
	3番	前田 繁昌	10番	川上 英章
	4番	田中 喬	11番	江原 宏昭
	5番	岡田 龍男	12番	遠藤 幸子
	6番	高虫 秀樹	13番	山下 一郎
	7番	尾古 札隆	14番	岸本 耕二
推進委員	1番	黒見 憲治	9番	入江 英之
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守
	3番	大西 繁	11番	大場 兵輔
	4番	藤井 元之	12番	加藤 久和
	5番	林原 春男	13番	野口 稔
	7番	荒松 将志	14番	杉谷 幸秀
	8番	岩波 宏承	15番	山根 操

4 議事録署名委員の決定 (10番 川上 英章、11番 江原 宏昭)

5 遅刻委員 (1名) (農委9番 田中 好道)

6 欠席委員 (1名) (推委6番 遠藤 光則)

7 会務報告 (別紙)

8 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 大山町〔下市及び松河原の各一部 (162 地区)〕地籍調査事業に係る農地の地目変更について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

9 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) 農地法施行規則第32条第1項の届出について

(3) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

(4) その他

10 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 農業分野での外国人労働力活用特区申請の状況について
- (3) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について
- (4) 「大山町の農地に係る日照上の障害除去等に関する指導要領」について
- (5) 勧告対象農地の取扱いについて
- (6) その他

11 農業委員会事務局職員

事務局長 田中延明
局長補佐 山下佳恵
事務補助員 山根江利子

12 農林水産課職員

課長 末次四郎
課長補佐 桑本英治

1.3 会議の概要

事務局 そういういたしますと、定例会を議長さんのご挨拶で始めてまいりたいと思います。

議長 こんにちは。寒い中ご苦労さんでございます。

29年の12月の大山町の定例農業委員会を行いますのでよろしくお願ひいたします。それにあたってですね、何か色々と聞いてみますとですね、もう奥の方は白くなつて10センチぐらいとか3センチとか積もつてゐるようとして、例年に比べたら非常に早いんじゃないかなということで、下の方もですね天気としてはですね、うちなんかの果樹園ですと本当に乾く時がないほどですね、非常に雨の状態が続いておるということで、色々な農作業の中ですね支障を來しているというようなことで、非常に作業面が遅れているんじゃないかなということでですね、場所によってはですね、牛の餌にする藁ですね、みんな腐つてしまつて牛の餌がなくなつてしまうよつていうような藁の扱い方もなつとるというようなことも聞いておりますし、どの部門においても結構ちょっと苦しい中での販売戦略の中で対応しているようなことをたくさん聞いておりますので、それなりの農業委員としての役割、それから協力出来る部分とか、そういうものについても相談に乗りながらですね、ちょこちょこやつぱり相談日にですね相談される方がおられるということは、やつぱり色々と変革的なものが出てきているんじゃないかなと思っておりますので、皆さんのこれから協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。開会にあたつての挨拶に代えさせていただきます。

議長 それではですね、欠席届がですね推進委員の6番さん、それからちょっと遅くなるということの連絡がついているのが農業委員の9番さん。以上の方が二人の方が欠席ですけど、委員会は成立しますのでよろしくお願ひいたします。

それではですね、議事録署名委員を10番委員さん、それから11番委員さんによろしくお願ひいたします。

議長 それでは会務報告のほうに入りますので、事務局よろしくお願ひいたします。

事務局 【会務報告】

- (11月 8日) • 農地中間管理事業推進チーム会議について。
- (11月 10日) • 11月委員会案件現地調査について。
 - 11月定例農業委員会について。
- (11月 11日) • 鳥取県農業委員会委員特別研修大会について。
- (11月 15日) • 名和地区農業相談日について。相談件数なし。
 - 農地情報公開システム操作研修会について。

- (11月21日) • 非農地認定現地確認調査（大山地区）について。
(11月22日) • 非農地認定現地確認調査（名和地区）について。
(11月24日) • 非農地認定現地確認調査（香取地区ほか）について。
(11月27日) • 非農地認定現地確認調査（名和地区）について。
 • 大山地区農業相談日について。相談件数2件あり。
(11月28日) • 非農地認定現地確認調査（中山地区）について。
 • 農林水産関係プラン審査会、農業経営改善計画認定審査会、新規就農関係審査会について。
(11月30日) • 非農地認定現地確認調査（中山地区）について。
(12月 1日) • 地籍調査案件現地確認について。
 • 農業委員会役員会について。

議長 会務報告が終わりました。

議長 続きましてですね、議案のほうに入りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、説明をよろしくお願ひいたします。

事務局 はい、失礼します。1ページを開けてやって下さい。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号63番、土地の表示が○○○○○△△△△△-△、譲渡人さんが○○△△△△番地、□□□さん、譲受人が○○△△△△番地△、◇◇◇さんで贈与と伺っています。続いて番号64番、○○○○○○○△△△、譲渡人が○○市○○町○○△△△番地△△、□□□□□さん、譲受人が○○△△番地、◇◇◇さんで、こちらも贈与と伺っています。番号65番、○○○○△△△-△、譲渡人が○○市○町△目△△-△△、□□□□□さん、譲受人が○○△△△番地、◇◇◇◇さん、こちら売買で10a当たり※※万円と伺っています。続いて番号66番、土地の表示が○○○○△△△外4筆について、譲渡人が○○都○○市○○町△目△△-△△○○○○○○○○△△△号室、□□□□さん、譲受人が○○市○○町△△番地△△、◇◇◇◇さんで贈与と伺っています。2ページにもございますが、こちらは今の66番の続きの案件です。

いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しませんで、許可の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 それでは現地確認のほうをですね、63番66番をですね、推進10番委員さん、お願ひします。

推進10番委員 推進委員の10番です。今日の午前中ですね、まず63番、こちらのほう確認してまいりました。自家野菜を作つておられまして十分に管理されていた農地と確認いたしました。続いて66番、こちらのほうは上の○○

○○△△△ですが、こちらのほうは芝が作付けされ農地として確認いたしました。次の○○○○△△△△△一△についてはですね、芝が作付けされた後に耕耘され農地として確認いたしました。それから次2ページのですね、3件続けてですけども、これは3筆芝が作付けされており農地として確認してまいりました。以上、報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。64番、65番、農業1番委員、お願ひいたします。

農業1番委員 私も午前中に回らせてもらいました、64番の○○○ですが、プロッコリーが植えてあってきれいに管理されていました。これは問題ありません。65番の○○のほうですが、こちらも農地として管理されておりましたこれも問題ありませんでした。以上です。

議長 含めてですね、質問がございましたらお願ひいたします。

(推進9委員、挙手)

はい。なら推進9番さん。

推進9番委員 推進委員の9番ですけども、66番の譲受人は○○市○○町ということですけども、この方はこちらのほうに来て管理されるわけでしょうか。

議長 事務局、お願ひいたします。

事務局 はい、失礼いたします。この5筆の農地は元々大山町内にお住いの、◇◇◇◇さんは大山町の出身です。○○○もしくは○○○の周辺ですが、今現在はお母さんがお一人住まいでいらっしゃいまして、日常的な軽作業はお母さんは今もされているということで、○○の◇◇さんのご実家がその周辺にあるということで、トラクター等もご実家のその農地の周辺で管理されてるということで、トラクターの耕耘等は十分可能な状態にあるというふうに判断しております。以上です。

議長 理解していただけたでしょうか。

推進9番委員 はい。

議長 その他、他にありませんでしょうか。

(沈黙)

なければ、この議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、全員賛成ですので承認いたしました。

議長 議案第2号、非農地証明願いについて。事務局、説明お願ひいたします。

事務局 はい、失礼します。3ページになります。

議案第2号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めます。

番号37番、申請人が○○市○○○△丁目△番△△号、●●●●さん他3名の方からで、土地の表示が○○○○△△△一△、こちらについて事由が、20年以上前から耕作しておらず林野化しているためと伺っております。

剥ぐっていただきまして、4ページのほうに位置図を付けさせてもらっておりますが、県立の○○○○高等学校のすぐ近くの農地になっております。以上です。

議長 これについての現地確認を、推進委員の14番さん、よろしくお願ひいたします。

推進14番委員 現地確認の報告をさせていただきます。本日の午前中に2名の委員さんと現地調査を行ってまいりました。

当該地は20年以上前から耕作されてないということからも、木舞だけが繁茂しておりまして林野化しております。農地としての復元は不可能な状態でしたので、非農地としての取扱いは仕方なしと報告させていただきます。

議長 今、現地確認の報告がございましたが、ご質問がありますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので承認いたします。どうも、ありがとうございました。

(農業9番委員、15時18分入室)

議長 議案第3号、平成29年度大山町〔下市及び松河原の各一部（162地区）〕地籍調査事業に係る農地の地目変更について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。次は5ページになります。

議案第3号、平成29年度大山町〔下市及び松河原の各一部（162地区）〕地籍調査事業に係る農地の地目変更について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

このことについては地籍調査課のほうからA3右半分の所に掲載しておりますとおり、照会が平成29年の11月16日付で照会がきております。10月の定例会でもありましたが、同じ地区について追加で出て来た2筆についての照会になっております。

地籍調査は境界や面積を確定するのに合わせて、地目を現況どおりに修正する目的も兼ねております。この照会は、現況に合わせた地目に変更する中で、以前の地目が田・畑の農地だったものを農地以外の地目に変更することになるため、こちらの農業委員会の意見を求めているものです。よって、照会があった農地の現況を担当地区の委員さんに確認していただきまして、農地以外の地目への変更が正しいのか審議をいただくことになります。

5ページの右下の所に2筆分の農地の大字・字・地番が表示しております。2筆で合計が809m²になっております。そして6ページ。一枚剥ぐっていただきまして6ページに位置図を添付しております。ちょっと判り難いですが、灰色の図の中に黒く塗りつぶした場所が小さい所で①と②と表示をしております。こちらが該当地です。以上です。

議長 調査についてですね、農業委員の14番さん、よろしくお願ひします。

農業14番委員 14番でございます。現地確認に行ってまいりました。1番の場所は、傾斜の上のちょうど幅が狭いもんで待避所みたいになつたって、もう舗装もありますし、もうどうしようもない。結局、自動車の寄せ場もないやな細い道の横でございますので仕方がないなあ、というふうに思つてまいりました。それから2番は、○○部落の一番上のほうで狭い田んぼでございましたが、ここも行き止まりみたいな格好で、どうも車がそこで回らな回る所がないような感じで、どうもここが申請になっておるようでございましたんで問題ないと思ってまいりました。以上です。

議長 ご説明がございましたが、これについてご質問がございますでしょうか。

農業13番委員 13番です。

議長 はい。13番さん。

農業13番委員 先程の説明で、合計面積が809m²ということを説明されましたけども、142なのか1.42なのか。

事務局 本当でした。失礼しました。小数点がありました。ざっと見て合計しちゃいましたけど、667m²の畠と1.42の田の合計でいきますと668.42m²です。失礼しました。

農業13番委員 承知しました。

議長 はい、以上でいいですな。

これについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので承認いたしました。

議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。次は7ページです。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求める。(朗読と詳細; 詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 今、説明がございました。基盤法の転用について、農業1番くん、説明をお願いします。

農業1番委員 これもですね、午前中に2名の委員さんと見させていただきました。

周りにはですね、9号線沿いということで、農業用のハウスには適正じゃないかというふうに思います。周りの畠にもですね、影響がないというふうに判断いたしました。問題ありませんでした。

議長 はい、どうもありがとうございました。

(推進 15 番委員、退室)

それでは 790 番の件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

(推進 15 番委員、入室)

議長 それでは続きまして議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画案について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。32 ページをお開き下さい。

議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、照会があつたので意見を求める。(朗読と詳細；詳細は議案に明記) 以上です。

議長 はい。第 5 号につきましてご質問がある方はお願いします。

農業 8 番委員 8 番です。

議長 はい。

農業 8 番委員 ちょっと初步的な質問なんんですけど、これは何を作っているかってことは書いてないんですけど、そういうもんは解らんもんですか。

議長 ちょっと事務局、そのへんの説明をお願いします。

事務局 失礼します。中間管理事業での担い手機構が一旦地主さんから借りたものを担い手さんにに対して改めて貸す時の議案でございます。これにつきましては、この議案書の中では今後の作付け予定というもののまでは求めておりませんが、記載がされておりませんが、当初のですね、担い手機構さんが貼り付けをする場合には、当初、借りたい方は応募して下さいという募集を掛けられて登録はされております。その登録された時には、どの辺の農地を必要としているか、それからどういう作物を作付けする予定かというものがその時点で明記されて申請をされております。ちなみにですが、たまたまですが、今回ですね、前回の色んな情報を共有をしてはどうかというようなご意見の中で、お配りをしております「借受希望申込書(公募登録者)」というものの一覧表をお配りをしております。この中にはそれぞれの主な作物というものが記載がされておりまして、この中にそれぞれの今回の議案に載つとる方も登載されているはずですので、そちらをご覧いただけたらと思います。以上です。

農業 8 番委員 解らんことはないんですけど、何種類も書いておられる人もありますよね。そういう人は、何かっていうのを。まあ、解ったほうが審議しやすいというか、解っていいんじゃないかなと思ったんですけど。報告がなければあれかもしれませんけども。

議長 ちょっと、そのへん、事務局。

事務局

はい。この議案は、この方に貸すことはどうなのかという意味合いで農業委員会への照会というかたちでございまして、その照会文書の中には作物名までは記載されていないということでございますが、今後、農林課のほうですね、農林課が扱い手育成機構さんの委託を受けて配分計画案を策定等しておりますので、その辺りの協議の中で今後作物の作付け予定、作物名とかを記載可能かどうか、ちょっとこの場では返事は出来ませんがちょっと検討してまいりたいと思います。

議長

よろしいでしょうか。

(挙手あり)

はい。なら農業13番さん。

農業13番委員

関連してですけども、議案第4号のほうでは設定する利用権の内容ということで水稻だとかブロッコリーだとか書いてあります。同じ5号については、設定する権利の内容が普通畑っていう表現、それから水田っていう表現、なんか表現の問題で、議案第4号の内容っていう意味合いと第5号による集積計画の権利の内容っていう部分で、表記の仕方の問題が表化するところなって、機構からすると書かないっていうことが正しいのかどうなのか、同じような意味合いだと思うんですけども、反対に言えば統一されたほうが分かり易いっていうんですか。今まででは利用権集積計画についてはずっと水稻だとかブロッコリー・ネギ、これは作付けするものを権利の内容だという表記がずっとしてありますよね。それと同じ意味合いで、5号については普通畑だなんて、地目が畑で現況地目も畑なんで普通畑は当たり前であって、普通畑って書いてもらわんでもいいように思いますけども。そういったところが議案4号と5号とで同じ内容で利用権の設定なり、表記の仕方が違うでないかなというところだと思いますので、その辺をちょっと検討していただければと思います。これはあくまで要望で。

議長

事務局。

事務局

はい。今、農業13番委員さんの方からご指摘がございました。中間管理事業のほうがどの程度、作物名等、法的な最低限のもので今やられているのか、あるいは今後の作付け予定が本来この議案にも載ってないといけないものなのか、その辺も含めまして可能な限り、委員さん方が審査しやすいような形で簡潔な表記をしてもらいたいと思います。

議長

いいでしょうかいな。

農業13番委員

はい。

議長

そういうことで、事務局が検討するというかたちで、また報告いたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、この議案5号についての賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので承認いたしました。

議長 報告に入ります。
37ページのですね、報告（1）賃貸借の解約について、これは後で見て
やって下さい。40ページからずっと確認ですので確認をしておいて下さい。

議長 それでは次ですね、報告のその他ですね。

農業12番委員 【その他】
・女性農業委員の研修会について。

議長 どうも、ありがとうございました。

議長 それでは、7のその他（1）のですね、定例会の日程についての変更についてご報告いたします。

1月の定例会を11日と言っておりましたがですね、色々と担い手機構さんとの研修会の打合せにつきましてですね、9日にお願いしたいということになりましたので、9日でいきたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。そういうことでちょっと事務局の方に。

事務局 【その他】
・1月の定例農業委員会について。

議長 （2）のですね、今度は農業分野での外国人労働力活用特区申請の状況について、の説明をですね、事務局の方にちょっと一任しますので。

事務局 【その他】
・農業分野での外国人労働力活用特区申請の状況について。

農林課長 【その他】
・農業分野での外国人労働力活用特区申請の状況について。

課長補佐 【その他】
・がんばる地域プランについて。

(農林課長、農林課長補佐退室)

議長 ちょっと寒いので、5分間だけ休憩を皆さんお願いしたいと思つりますが、いかがでしょうか。

事務局 5分でお願いします。この後、もう少しご検討ご承認いただく案件がございます。手短にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(5分間休憩)

議長 それでは続いて開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

(3) のですね、「農地等の利用の最適化の推進に関する方針」についての審議に入りますので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局

【その他】

・「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について。

議長

今、事務局から説明があったんですけども、だいたいの流れを見てもらったわけですが、何かちょっとこれは、というようなことがあればですね、どうですか。

農業8番委員

はい。

議長

はい、農業8番さん。

農業8番委員

二つ程。一つは新規就農者っていう位置付けっていうか、どういう人がなってくるかっていうのは解らんと思うんですけども、若い方が就農されるのは良い事だとは思うんですけど、もう一つにはですね、定年退職をされて就農されるっていう方もおられると思うんですよね。そういう人たちが取り組む時に、そういう方たちに対してどういうアプローチをしたらいいのか、っていうようなところをどっかで入れていただきたいな、っていうのが一つと、それからアグリマイスター制度ってのは、これ町が認定しとると思うんですけど、これは毎年っていうか何年か毎に変わるものかどうか、ちょっとそのへんを聞きたいんですが。かつてスタートした時点でのブロックリーのアグリマイスターになってた人の中身を見ると、役員さんが殆どなっとって、非常に就農経験の少ない人がやっとったんですよね。これはちょっとおかしいな、と思うような人がなっとったんで。その中身について農業委員会がどうのこうの言うべきもんじやないかも分かりませんけども、任期とか色々なもんを含めてそのへんをもう少しきちんとしないと、何かそこに行ったら研修生を働き手として使ってしまうっていうようなケースだって無くは無いということから、そのへんのところを。

議長

これについてですね、今のアグリマイスター制度を、もう1年間だけ任期がありまして、それが済んだらきちんともう1回見直すという形でせんと、各生産部ですね、それについての取り組み方をもうちょっときちんとしないと各ブロックリー・ネギの部会のほうなり果樹の関係、梨のほうについても十分検討して行って、もうちょっと若者に対して、その新しくされる方に対して、対応の仕方をきちんとなさいよという見直しをするという形になっておりますので。それとアグリマイスター、今の退職前の、これもですね中間管理機構ですね、対応しておりますので十分対応出来る形でアグリスタート研修っていう形になっております中に入っとりますのでその分も対応出来るでないかなと思っております。含まれてますので、そういう退職前の年齢にも現時点でも対応されております。今日と明日か2日間で1泊で研修をされております。県下中の関係で集まって2日間で研修をしとるということ

になっておりますので、それは含まれておりますので。

どうですか。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の形ということで、この案を探ってですね、これを提案していけばいいじゃないかと思うんですけどいいでしょうか。ここで承認せんと、これも出さないけんもんになっておりまして。これも今月中に出さないといけないという形になっておりますので、どうでしょうか。

(異議なし、との声あり)

異議なしということですので。

事務局 はい。ありがとうございます。そういたしますと、これで、ちょっと1箇所だけ訂正がございます。1ページ目の下から4番目ですけども、基本構想の策定年月日が平成8年8月策定となってますが、これは平成18年、1が抜けておりました。合併後の平成18年です。これを修正させていただきます。それから、この指針に基づいて今後5年間、これが大山町農業委員会の目標のようなものになります。ですので、少しじっくりお読みいただきて今度1月には、この最適化指針を基にして、これを本当に具体的に進めて行くのにはどうしたらよいかというような部分の扱い手機構さんとの意見交換会という形になってまいりますので、これが1月の意見交換会の時の題材になるということで、しっかり読み直していただけたらというふうに思います。よろしくお願ひします。

それから、もう一つ続いてよろしいですか。

議長 はい、もう一つ続けて。

事務局 【その他】

・「大山町の農地係る日照上の障害除去等に関する指導要領」について。

議長 これについて、何か質問がありましたら。

農業13番委員 はい。

議長 はい。

農業13番委員 これは、山林所有者に対して農業委員会が指導するってこと。

議長 新たに植林する場合にするってこと。

農業13番委員 新たにですね。

議長 今までの分には文句は言えません。新たに植林をされる方に対しての、日照の関係で隣地になった農地の場合に。

農業13番委員 その要領に、新たにってことがこれで読めるかいな、と思って。要は、既に昔から山の隣に農地があって、山は山、農地は農地、それは既成事実の所はもう構わないということですね。

議長 それは・・

農業13番委員 新たに植林っていうのは一偏開伐しました、また植林するっていうのは改植ですのでそれは良しとして。

議長 新たにですから。要するに、お互に喧嘩しやっこしなるけ、陽が当たるだ当たらんだ、切るだ切らんだっていうのがあって、竹林がいつまでも攻めてきて無法地帯になってきてるんで、そういう規制にも何らかの形で関わってくるんじゃないかなということなんで。

農業13番委員 その辺のニュアンスがね。

議長 ニュアンスを。まあ、これが作ってあればお互に話しが出来て、仲良くしてごしないよ、という部分があるんで。一方的なもんで、法律じゃないわけですから、お互に話し合いをして基準みたいなもんを作つとったほうが良いんじゃないかという考え方なんですけども。

農業3番委員 新たにって何処に書いてある。

事務局 新たにというのはですね、第2条の2の所に「農地転用により新たに植林する場合は」という部分で、これは「植林転用の許可基準として最低5メートル以上離して植林しなければならない。」これで規制を掛けると、許可云々の判断をする時にですね。

議長 どげだかすると山の中の田んぼに杉を植えられたりする時にも、何らかの形があつた方がいいだらあってことで。

農業3番委員 既存の山林も該当するじゃないですか、この書き方じや。

事務局 既存の部分については2条の1項で、ここで繁茂させてはならないと。最低5メートル以内の場所に植林又は著しく徒長する竹林等を繁茂させてはならないというふうに謳ってはありますが、今既に植えてあるものを、これを作ったからと言って強制的に伐採をさせることは出来ない。但し、色々な苦情が周辺の隣接の農地から苦情が来たりした場合には、こういう基準も作つたので5メートル控えてもらえませんか、とか指導は出来るようなかたちになります。

議長 竹林が結構ね、問題になってきとる。

(挙手あり)

はい、どうぞ。

推進5番委員 関連してですけど、例えば新しく植林をしますと、例えば何メートル以上とかっていうような高さ制限のような規制のようなことあるんでしょうかね。

それともう一つ、植えた時には細いけど投げっ放しになって太くなったり場合には、樹木といえども高さも結構大きくなったりするやつもあるんじゃないかと思いますけど、10年、20年すれば。そういう時に、じゃあ、このものを持って「おいおい、植えたもんどうすんの。」ってことが言えるのかどうか、そこらへんはどういうような対応をすればいいのか。

事務局 新たな植林転用を許可する大山町のルールとして、隣接農地から5メートルは最低離しなさいと。そういう計画でないと転用の許可はしませんというものです。その5メートルより離して植林されたものが高さが10メートル、20メートル、30メートルになったとしても、それを日陰になるから伐採

- しなさいというところまではここでは規制していないということです。
- 推進5番委員 規制しないということは、しないってことですね。
- 事務局 規制できない。そこまでは、規制は難しいと思います。
- 推進5番委員 例えば、日照関係で困っておられるというような時にはどういうふうな勧告と言うんでしょうか、農業委員会としては。
- 事務局 その前にですね、植林転用をする所の立地というのをですね、その前段で判断します。周りに影響があるかないかと5メートルは別個として、すぐ隣に良い畠がある所を、ここは植林転用されることについてどうですか、どここの場で諮っていただくことになります。その時に・・
- 議長 引つかかってきます。
- 事務局 ええ。
- 議長 だけ、真ん中の方に勝手に植えたりなんかしたら強制的に切っていただくというかたちに。勝手に植林された人もあつたですけ。
- 推進5番委員 新に植林する人に対しては、こういうことをきちんと教えてやらなきゃならないね。
- 事務局 ですので、農地に関してです。
- 議長 農地に関してです。
- 事務局 農地に関しての植林は、農業委員会のこの場で通って県の許可がないと転用は出来ません。更に農振農用地区域内は植林だろうが転用は出来ませんので、そういう部分でまず網が掛かっていくと。更にそれを色々な要件をクリアした、ここなら植林は良いよという場所についても5メートルは控えなさいというのは改めてルール化するということです。
- 推進5番委員 解りました。
- 議長 だいたい理解していただけたでしょうか。
- なら、この件はいいでしょうか。
- (はい、との声多数あり)
- なら、そういうことで。
- もう一点ですね、(5) 勧告対象農地の取扱いについて。

- 事務局 【その他】
- ・勧告対象農地の取扱いについて。
- 議長 理解してもらったでしょうかいね、今の説明を。これは皆さんに紙と一緒にチェックされて配って確認していただいたわけで、それをまた審査していただいてですね、それから役員会でですね、十分に検討してから出すということになりますので、十分検討をいたします。ええでしょうか。
- (はい、との声あり)
- それでは、だいたい報告事項ですが、色々な審議されたわけですが、その他でこれだけは言っておきたい、という人がございましたらですね、何か聞

きますので。

推進3番委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

推進3番委員 先程の障害除去の指導要領ですが、第2条のところには「農地の畦畔」と書いてありますし、それから2項のほうでは「境界」ということが書いてあります。これは境界という具合に統一しといたほうがよろしいんじゃないでしょうか、と思いますが。

事務局 はい、ありがとうございます。役員会でも境界に統一すべきだということだったと思います。直し忘れです。2条の上の1項の部分の畦畔を境界にということで、はい。

議長 そうでした、そうでした。

事務局 こちらの事務局のミスです。境界ということでお願いします。

推進3番委員 それと、もう一点。その後から説明があるかもしれませんけども、気が付きましたので、認定新規就農者のA4判の紙ですけども、この中で下から3番目の親元が▲▲▲▲▲さんって書いてあるのはミスプリントで▼▼▼▼▼さんでないかなと思いますんで。

議長 ちょっと事務局。

事務局 【その他】

- ・認定審査会の状況について。
- ・認定新規就農者について。
- ・親元就農関係の事業の活用者について。

推進3番委員 私、同じ集落に住んでおりましてね、▲▲▲▲▲さんって書いてあるのが▲が▲▲▲の▲▲▲さんで間違いないと思います。

事務局 はい。ちょっと、確認をしておきます。

【その他】

- ・認定農業者について。
- ・借受希望申込者（公募登録者）について。

議長 ええでしょうか。

その他でもうありませんか。

推進1番委員 一つだけ。

議長 はい。

推進1番委員 1番です。11月にね、視察研修の話があったと思うんですけども。それは。

事務局 いいですか。

議長 はい。

事務局

【その他】

- ・視察研修について。

議長

今の所、農業委員会が頼むと、皆切られていくんで農業関係でなしに、普及所を通じて農業で何らかの形ですね、変化させてでも視察研修の場所を早いこと見つけないけんだけれど、ということをこの前話しておりますので、どうも農業委員会が農業委員会っていうと「来でもええ」ってことがありますね。

推進1番委員

それでね、出来るだけ多くの方に行ってもらいたいと思うんで、予めだいたい月とかね、それは知つといたほうがいいと思う。

事務局

それも相手があることで。今のところですね、2月の終わりぐらいに何とか実施出来ればと思つります。ただ、相手があることですので、どうとは言えませんが。

議長

全力尽くして努力するということで。

事務局

はい。ここなら、という所があれば。またお申し出いただければ当たって見ます。よろしいでしょうか。すみません、今しばらくお待ち下さい。

議長

では、もうこれで時間が結構経っておりますんで次の1月の9日にはですね、これまで担い手機構の方から一方的に研修で上から話を聞いたわけですが、逆に質問して意見交換というかたちでの考え方ですので、その時はですね、どんどん意見を言っていただきますように今から考えておいて、一つ協力をよろしくお願ひします。

以上を持ちまして終了したいと思いますので、どうもご苦労さんでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

川上 英章

議事録署名委員

江原 宏昭

： 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。